

平成24年度 川崎市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度川崎市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、年間患者数及び1日平均患者数

ア 病床数(許可)		川崎病院	井田病院	多摩病院
一般病床	1,444床	683床	385床	376床
精神病床	38床	38床	—	—
感染症病床	12床	12床	—	—
結核病床	40床	—	40床	—
合 計	1,534床	733床	425床	376床
イ 年間患者数				
入 院	407,963人	199,233人	99,212人	109,518人
外 来	811,007人	446,635人	137,200人	227,172人
ウ 1日平均患者数				
入 院	1,118人	546人	272人	300人
外 来	3,221人	1,823人	560人	838人

(2) 主要な建設改良事業

ア 病院施設整備事業	1,468,729千円
イ 施設改良工事	270,752千円
ウ 医療器械整備事業	642,939千円
エ 資産購入費	32,529千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	病院事業収益		30,600,506 千円
第1項	医業収益		24,186,437 千円
第2項	医業外収益		6,412,365 千円
第3項	特別利益		1,704 千円
		支	出
第1款	病院事業費用		32,937,788 千円
第1項	医業費用		31,511,748 千円
第2項	医業外費用		1,303,342 千円
第3項	特別損失		112,698 千円
第4項	予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,057,971千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,601千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 3,051,370千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	病院事業資本的収入		2,676,298 千円
第1項	企業債		2,095,000 千円
第2項	固定資産売却代金		2 千円
第3項	補助金		2 千円
第4項	負担金		581,294 千円

支 出

第 1 款	病院事業資本的支出	5,734,269 千円
第 1 項	建設改良費	2,414,949 千円
第 2 項	企業債償還金	3,319,320 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 井田病院再編整備事業	千円 1,453,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0%以内	借入れの日から30か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 医療器械整備事業	642,000			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、11,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 14,000,774 千円

(2) 交際費 1,900 千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,618,220千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,827,354千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1	取得する資産	器械備品	
		デジタル画像処理システム	1式
		急性期患者情報管理システム	1式

平成24年2月15日提出

川崎市長 阿部孝夫